

第 3 1 号議案

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例  
の一部を改正する条例設定について

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 3 年 2 月 2 4 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年八王子市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員) 第 2 6 条 (略) 2 (略) 3 前項の心理療法担当職員は、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）の規定による大学（短期大学を除く。） <b>若しくは大学院</b> において、心理学を専修する学科、 <b>研究科</b> 若しくはこれに相当する課程を卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 4～6 (略)	(職員) 第 2 6 条 (略) 2 (略) 3 前項の心理療法担当職員は、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 4～6 (略)

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

